適格請求書発行事業者の登録申請書

	<u></u>	 仅受	印\																												[1 /	/ ;	2]
令和] 4	F	月	日	 申	本	所去 人	る	は 場 又	居合の務	サ マ は	(〒) (法 広 島	人の:	場合の	カみな	公表	されす		3-5	-7	(信	言話	番号	<u>-</u>	08:	2		27				595	8)
					- 請	納	フ	リ : 税		,	- 1	(〒 広 島							3-5	-7	(信	言話	番号	<u></u>	08	2	_	27	72			595	8)
					HE HE			リフス		,	称	株式	大会	社				みや											<u>-</u>					
	広島西	<u> </u>	税務	署長殿	者	`	去人	リ 、の 者	場	合)	ヤマク		<u>勃</u> 豊															_		_			
						法)	\	番	1	号	5	2		4		0	()	0		1		0		4		6		8		5		6
公表 1 2 な	さままままれる。	まの人記	。 氏名 格の 1 及	載 した スなび い 2 を せ で の 使	称 団等る ほか、	を除 登録	く。)に 号及	あっ び登	ては 録年	:、> :月	本店日が	又に 公表	ま主	たるれま	う事	:務月	近の	所	在地												~~-	- ÷	゛で
(平成:	28年 当該	E 法	ク、 建第15 青書は 年9	号) 、所 ²	第 5 得 税	条(法等	カ規 筝の-	定に 一部	よ を む	る改	文正	後 0	り消	費	税	法第	§ 57	条	O 2	2 第	2	項	の ;	規划	₹ <i>K</i>	こよ	り	申	請	しる	ます	۲.	
				1日(則とし												場	合り	はく	今 和	154	年 6	3 月	30	日)	まて	ごに	. ک	の「	申言	青書	를 を	·提	:出
							の申	請書	を提	出す	る即	寺点(にお	いて	İ	該当	4する	る事	業	者の	区分	かに,	応し	` ` `		ニレ	印	を付	し	てく	だ	さい	١,	
事	業		者	区	分	1					abla		课税								[事:									
								「登の確																					· 1.	は、	次	(葉	Γ <i>f</i>	2税
判定合このいなか	により 令和 5 申請書 ったこ	課年を提り	脱事第 6 月 3 出す こつき	(特と) と 対 の る 困 難 が	なる場 るででき な事情	:																												
税	理		士	署	名	-	,理士 兑理:	:法 <i>人</i> 士	· ŧ	長谷	川会	計									(冒	言話	番爿	<u></u> ;	08	2	_	27	72	_	_	586	8)
※ 税	整理番号					部門番号			F	自請	年	月	日			4	年		月		E I	甬	f	i	年	1	月	ţ	F	- 1	確認			
務署処	入力		1 理		年		月	日		· 号 認					才元 在認		 □ ෲ		:	確認書業		固人者 そ <i>の</i> (カー	ド/:	通知	カー -	· ド・	運転	云免討	<u> </u> 午証 		1	
理欄	登 釒	录 番	等号	т		1	1				<u> </u>			<u> </u>							<u> </u>													_

- 注意 1 記載要領等に留意の上、記載してください。
 - 2 税務署処理欄は、記載しないでください。
 - 3 この申請書を提出するときは、「適格請求書発行事業者の登録申請書(次葉)」を併せて提出してください。

この申請書は、令和三年十月一日から令和五年九月三十日までの間に提出する場合に使用します。

適格請求書発行事業者の登録申請書(次葉)

[2/2]

		氏名又は名称	株式会社 し	ろがねや								
	該当する事業者の区分に応じ、□にレ印を付し記載してください。											
免	□ 令和5年10月1日の属する課税期 (平成28年法律第15号)附則第44条 ※ 登録開始日から納税義務の免	第4項の規定の適月	用を受けよう	とする事業者								
税 		<u> </u>	<u> </u>									
事				<u></u>								
業	事 生年月日(個 業 1 人 五 は 乳 点		法人事業									
者	一 ^未 人) 又 は 設 立	₣ 月 日	のみ 記載 資 本	金 月 日								
D O	等 事 業 内 窓			円 - 円								
	等 事 業 内 容		課	説 期 間 の 初 日								
確	□ 消費税課税事業者(選択)届出書を提出し、納税義務の免除の 規定の適用を受けないこととなる課税期間の初日から登録を受け ようとする事業者											
認												
登												
録	の確認」欄のいずれかの事業者に該当する場合は、「はい」を選択してくださ											
要件												
IT の	消費税法に違反して罰金以上の刑に処せられたことはありません。											
確	7 0 14 47 2 69 2 10 7 7 1 1 1 1 1 7 7 1 1 7 7 1	1845 2 45 A FI 12 A FI	フケナタリン									
認	その執行を終わり、又は執行を受けること	かなくなった日から2	2年を経過して	□ はい □ いいえ								
参												
考	考											
事												
項												
^垻 												